

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和3年3月30日(火) 午前9時30分から午前10時53分
会議場所	糸魚川市民会館 3階会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席17名、欠席2名)】 出席委員：1番齊藤健一郎委員、2番片山敏隆委員、3番大島博委員、4番恩田正平委員、5番園田岳彦委員、6番松澤一久委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、11番福田幸生委員、12番井上二郎委員、13番齋藤登委員、14番稲葉淳一委員、15番齋藤清美委員、17番川内敏夫委員、18番松澤隆一委員 欠席：16番川合次夫委員、19番樋口佐登子委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請有、出席15名、欠席3名)】 出席委員：1番伊藤力委員、2番加藤保委員、3番渡邊甚一郎委員、4番木嶋昇委員、5番相澤厚夫委員、6番松木秀夫委員、7番猪又則雄委員、8番伊井一夫委員、11番加藤政人委員、13番山本民男委員、14番田中清委員、15番日馬吉雄委員、16番山崎順一委員、17番草間芳隆委員、18番白澤実委員 欠席：9番山岸寛幸委員、10番猪又正巳委員、12番小島隆委員 (以上 出席32名)</p>
出席職員	猪又農業委員会事務局長、木島同次長、水島同係長、伊藤同主査、石曾根同主任主事(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	2番 委員
	3番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて

No.58 1件

報告第2号 農地の休耕及び増反届について

No.52～No.66 15件

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

No.64～No.78 15件

報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について

No.810 1件

報告第5号 農地の潰廃届について

No.1 1件

日程第3 付議事項

議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

No.3031～No.3037 7件

議 第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

No.4002～No.4003 2件

議 第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

No.5033～No.5038 6件

議 第4号 農用地利用集積計画案について

No.520～No.572 53件

議 第5号 農用地利用配分計画案に係る意見について

No.54～No.61 8件

日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

- ・令和3年度糸魚川市農業委員会運営方針(案)について

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、16 番川合次夫委員、19 番樋口佐登子委員の2名です。なお、本日は推進委員にも出席を要請しています。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p> <p>日程第1＝議事録署名委員の指名について</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶものあり]</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、2 番片山敏隆委員、3 番大島博委員を指名いたします。</p> <p>日程第2＝報告事項</p>
議長	<p><報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて> 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
石曾根主任主事	<p>説明いたします。1 頁をご覧ください。 58 番糸魚川地区の件ですが、一の宮3丁目地内の4筆 801 m²について、資材置場、駐車場敷地になっております。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 [「なし」と呼ぶものあり]</p>

議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 水島係長	<p><報告第2号 農地の休耕及び増反届について> 報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。 説明いたします。2頁をご覧ください。</p> <p>52 番下早川地区の件ですが、上覚地内の1筆587㎡について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>53 番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の3筆229㎡について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>54 番下早川地区の件ですが、四ツ屋、日光寺地内の8筆1,199.95㎡について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>55 番下早川地区の件ですが、西塚、東塚地内の10筆8,677㎡について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>56 番下早川地区の件ですが、東塚地内の5筆1,206㎡について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>57 番上早川地区の件ですが、宮平、中林、坪野地内の4筆4,298㎡について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>58 番上早川地区の件ですが、大平地内の4筆639㎡について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>59 番上早川地区の件ですが、土倉地内の2筆717㎡について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>60 番上早川地区の件ですが、砂場地内の9筆2,042.15㎡について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>61 番上早川地区の件ですが、北山地内の1筆120㎡について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>62 番上早川地区の件ですが、角間地内の1筆1,187㎡について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>63 番大和川地区の件ですが、大和川地内の6筆567.45㎡について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>64 番西海地区の件ですが、来海沢地内の1筆242㎡について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>65 番西海地区の件ですが、水保地内の2筆1,661㎡について、遠方</p>

議長	<p>在住のため休耕するものです。 66 番能生谷地区の件ですが、西飛山地内の3筆2,653㎡について、 労力不足のため休耕するものです。 以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について> 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。</p>
水島係長	<p>説明いたします。6頁をご覧ください。 64 番上早川地区の件ですが、中川原新田、砂場、北山地内の19筆7,407㎡について、労力不足のため解約し、その後は自作するものです。 65 番大和川地区の件ですが、厚田地内の1筆505㎡について、耕作に不便なため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 66 番西海地区の件ですが、田中地内の1筆200㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 67 番西海地区の件ですが、平牛地内の4筆1,083㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 68 番西海地区の件ですが、平牛地内の8筆3,129.11㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 69 番糸魚川地区の件ですが、京ヶ峰2丁目地内の8筆3,739㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 70 番糸魚川地区の件ですが、寺島3丁目地内の4筆1,473㎡について労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 71 番糸魚川地区の件ですが、寺島3丁目地内の1筆885㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 72 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆766㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 73 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆582㎡について、遠隔地</p>

	<p>のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>74 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆1,032㎡について、自作するため解約し、その後は自作するものです。</p> <p>75 番根知地区の件ですが、東中地内の2筆4,904㎡について、受け手の耕作地の入替えのため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>76 番能生谷地区の件ですが、柵口地内の6筆1,218㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>77 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の4筆1,869㎡について、労力不足のため解約し、その後は休耕するものです。</p> <p>78 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の6筆2,931㎡について、労力不足のため解約し、その後は休耕するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について></p> <p>報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について説明を求めます。</p>
水島係長	<p>説明いたします。11頁をご覧ください。</p> <p>810 番糸魚川地区の件ですが、押上2丁目地内の1筆277㎡について、用途変更したいものです。申請地は水捌けが悪く稲作に適さないため、畑として耕作したいものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><報告第5号 農地の潰廃届について></p> <p>報告第5号 農地の潰廃届について説明を求めます。</p>

水島係長	説明いたします。12 頁をご覧ください。
議長	<p>1 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆 48 m²について、農機具倉庫等のための潰廃になります。地図No.12 をご覧ください。申請地は、市道新舟出戸線沿いの場所になります。申請人は、農機具倉庫及び作業スペースが必要なため、申請地に建築するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p> <p>日程第3＝付議事項</p>
議長	<p><議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について></p> <p>議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
石曾根主任主事	<p>説明いたします。13 頁をご覧ください。</p> <p>3031 番下早川地区の件ですが、上覚地内の1筆 173 m²について、売買による所有権移転です。地図のNo.1 をご覧ください。申請地は、市道下早川保育園裏通線沿いの場所です。譲受人は、隣接する農地を住宅建築敷地として購入するにあたり、申請地も譲り受け畑として耕作したいものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、下早川地区の20a 超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、</p>

第6号(転貸)については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3032番下早川地区の件ですが、五十原地内の1筆190㎡について、贈与による所有権移転です。地図のNo.2をご覧ください。申請地は、農道五十原8号線と市道両塚線沿いの場所です。譲受人は、自己所有地と隣接する申請地を譲り受け、農地の集約を図りたいものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、下早川地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号(信託)、第6号(転貸)については、該当なしで問題ないと見込まれます

3033番糸魚川地区の件ですが、寺島1丁目地内の1筆41㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は、市道寺島南裏線沿いの場所です。譲渡人は県外在住で耕作ができないため、譲受人へ申請地を譲り渡したいものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、糸魚川地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号(信託)、第6号(転貸)については、該当なしで問題ないと見込まれます

3034番糸魚川地区の件ですが、上刈4丁目地内の2筆236㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は、市道美山線と市道大野糸魚川2号線間の場所です。譲渡人は、高齢により耕作が困難なため、近隣地を耕作する譲受人へ譲り渡したいものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、糸魚川地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号(信託)、第6号(転貸)については、該当なしで問題ないと見込まれます

3035番磯部地区の件ですが、藤崎地内の2筆425㎡について、売買

による所有権移転です。地図のNo.5、6をご覧ください。申請地は、市道藤崎線沿い及び農免農道大坪線沿いの場所です。譲渡人は、県外在住で耕作ができないため、譲受人へ申請地を譲り渡したいものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、磯部地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます

3036 番能生谷地区の件ですが、大沢地内の3筆526㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.7をご覧ください。申請地は、県道西飛山能生線沿いの場所です。譲渡人は、市外へ転出し耕作ができないため、申請地近くに居住する譲受人へ譲り渡したいものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます

3037 番木浦地区の件ですが、木浦地内の1筆175㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.8をご覧ください。申請地は、市道木浦宮ノ前線沿いの場所です。譲渡人は、高齢により耕作が困難なため、現在近隣地を耕作している譲受人へ譲り渡したいものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、木浦地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます

以上で、説明を終わります。ご審議願います。

只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。

3031 番について、以前にもこの場所の申請があったと思いますが、

議長
片山委員

伊藤主査	<p>また出てくるのはなぜでしょうか。</p> <p>こちらは農用地区域から除外をするにあたり昨年の5月に農業委員会に意見を求められ、用水関係に気を付けていただきたいと返答したのになります。現在は農用地ではなくなりましたので、あらためて転用申請があったものです。</p>
議長	<p>その他ご質問・ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について></p> <p>議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。15頁をご覧ください。</p> <p>4002番西海地区の件ですが、川島地内の1筆618㎡について、住宅敷地のため転用したいものです。地図のNo.9をご覧ください。申請地は、市道稲坂線沿いの場所です。申請人は、既存の住宅が老朽化したため、立地条件の良い申請地に住宅を建て替えたいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(a)（住宅などが連たんしている区域。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
議長	<p>4003番西海地区の件ですが、真光寺地内の3筆240㎡について、物置及び資材置場のため転用したいものです。地図のNo.10をご覧ください。申請地は、農道稲坂8号線沿いの場所です。申請人は、申請地を昭和60年頃から資材置場として利用していたが、転用手続きを行っていませんでしたため、事後申請するものです。農地の区分は、カ(ア)（農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>

議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について> 議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。16頁をご覧ください。 5033番下早川地区の件ですが、上覚地内の1筆522㎡について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、市道下早川保育園裏通線沿いの場所です。申請人は、既存の住宅が老朽化したため、立地条件の良い申請地に住宅を建て替えたいものです。農地の区分は、E-7-a(a)（道路要件：市道下早川保育園裏通線（幅員6m）に面する。配管要件：ガス及び下水道管が埋設されている。付近要件：半径500m以内にはやかわ保育園と下早川地区公民館が有る。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。 5034番下早川地区の件です。上覚地内の1筆475㎡について、住宅敷地のための、永年の使用貸借権設定です。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、市道下早川保育園裏通線沿いの場所です。申請人は、現在アパートに居住しているが、手狭になったため、住宅を新築したいものです。農地の区分は、E-7-a(a)（道路要件：市道下早川保育園裏通線（幅員6m）に面する。配管要件：ガス及び下水道管が埋設されている。付近要件：半径500m以内にはやかわ保育園と下早川地区公民館が有る。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。 5035番糸魚川地区の件です。南押上1丁目地内の6筆2,055㎡について、宅地造成のための、売買による所有権移転です。地図のNo.11をご覧ください。申請地は、総合福祉サービスリボン近くの場所です。</p>

申請人は、道路及びそれに接続する宅地8区画を造成し分譲したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題は無いと見込まれます。

5036 番糸魚川地区の件です。寺島1丁目地内の1筆32㎡について、駐車場敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は、市道寺島中央線沿いの場所です。申請人は、自家用車を駐車するために申請地を取得し駐車場としたいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種中高層住居専用地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題は無いと見込まれます。

5037 番大野地区の件です。大野地内の1筆93㎡について、住宅敷地のための、永年の使用貸借権設定です。地図のNo.12をご覧ください。申請地は、市道新舟出戸線沿いの場所です。申請人は、現在アパートに居住しているが、手狭になったため、住宅を新築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(a) (住宅などが連たんしている区域。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題は無いと見込まれます。

5038 番大野地区の件です。大野地内の1筆129㎡について、駐車場敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.13をご覧ください。申請地は、国道148号沿いの場所です。申請人は、駐車場が不足しているため、申請地を取得して駐車場としたいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(a) (住宅などが連たんしている区域。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題は無いと見込まれます。

以上で、説明を終わります。

只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。

〔地区委員より「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませ

議長

議長

議長

	<p>るので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第4号 農用地利用集積計画案について> 議第4号 農用地利用集積計画案について、53件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが3件ございます。まず、恩田委員の案件を先に審議しますので、恩田委員、退席をお願いします。</p>
議長 石曽根主任主事	<p>〔恩田委員退室〕 事務局の説明を求めます。 説明いたします。19頁をご覧ください。 526番上早川地区の件ですが、北山地内の3筆2,533㎡について、更新、借り受けて規模拡大するものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>〔恩田委員入室〕 次に松澤一久委員の案件を審議します。松澤一久委員、退席をお願いします。</p>
議長 石曽根主任主事	<p>〔松澤一久委員退室〕 事務局の説明を求めます。 説明いたします。20頁をご覧ください。 531番西海地区の件ですが、釜沢地内の1筆783㎡について、借り受けて規模拡大するものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>〔松澤一久委員入室〕 次に井上委員の案件を審議します。井上委員、退席をお願いします。 〔井上委員退室〕</p>

議長 石曾根主任主事	<p>事務局の説明を求めます。 説明いたします。24 頁をご覧ください。 548 番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の 1 筆 445 m²について、借り受けて規模拡大するものです。 以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>〔井上委員入室〕</p>
議長 石曾根主任主事	<p>その他の案件について、事務局の説明を求めます。 説明いたします。18 頁をご覧ください。 520 番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の 6 筆 791 m²について、借り受けて規模拡大するものです。 521 番下早川地区の件ですが、清水山地内の 1 筆 291 m²について、借り受けて規模拡大するものです。 522 番下早川地区の件ですが、東塚地内の 6 筆 5,680 m²について、借り受けて規模拡大するものです。 523 番下早川、上早川地区の件ですが、五十原、越、宮平地内の 4 筆 4,497 m²について、更新するものです。 524 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の 2 筆 1,076 m²について、借り受けて規模拡大するものです。 525 番上早川地区の件ですが、砂場地内の 2 筆 92 m²について、借り受けて規模拡大するものです。 527 番西海地区の件ですが、来海沢地内の 2 筆 1,371 m²について、借り受けて規模拡大するものです。 528 番西海地区の件ですが、来海沢地内の 1 筆 541 m²について、借り受けて規模拡大するものです。 529 番西海地区の件ですが、田中地内の 1 筆 470 m²について、借り受けて規模拡大するものです。 530 番西海地区の件ですが、田中地内の 1 筆 570 m²について、借り受けて規模拡大するものです。 532 番西海地区の件ですが、田中地内の 1 筆 1,964 m²について、借</p>

り受けて規模拡大するものです。

533 番西海地区の件ですが、釜沢、田中地内の5筆6,564㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

534 番西海地区の件ですが、釜沢地内の1筆1,543㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

535 番西海地区の件ですが、田中地内の1筆200㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

536 番西海地区の件ですが、水保地内の2筆303㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

537 番西海地区の件ですが、水保地内の3筆414㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

538 番西海地区の件ですが、水保地内の1筆135㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

539 番西海地区の件ですが、水保地内の2筆2,084㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

540 番西海地区の件ですが、水保地内の2筆1,094㎡について、更新するものです。

541 番西海地区の件ですが、水保地内の3筆3,314㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

542 番糸魚川地区の件ですが、京ヶ峰2丁目地内の8筆3,739㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

543 番糸魚川地区の件ですが、寺島3丁目地内の1筆885㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

544 番糸魚川地区の件ですが、南寺島2丁目地内の1筆51㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

545 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆582㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

546 番根知地区の件ですが、根小屋地内の2筆866㎡について、更新するものです。

547 番今井地区の件ですが、西川原地内の1筆3,061㎡について、更新するものです。

549 番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の4筆2,632㎡について、更新するものです。

550 番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の1筆366㎡について、更新するものです。

551 番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の1筆2,689㎡について、更新するものです。

552 番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の1筆270㎡について、更新するものです。

553 番能生谷地区の件ですが、小見地内の2筆4,818㎡について、更新するものです。

554 番能生谷地区の件ですが、小見地内の4筆5,466㎡について、更新するものです。

555 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆933㎡について、更新するものです。

556 番能生谷地区の件ですが、小見地内の2筆5,109㎡について、更新するものです。

557 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆2,971㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

558 番能生谷地区の件ですが、槇地内の7筆1,241㎡について、更新するものです。

559 番能生谷地区の件ですが、中野口地内の2筆2,760㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

560 番能生谷地区の件ですが、中野口地内の1筆792㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

561 番能生谷地区の件ですが、中野口地内の2筆2,353㎡について、更新するものです。

562 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の3筆3,016㎡について、更新するものです。

563 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の1筆995㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

564 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の5筆5,188㎡について、更新するものです。

565 番青海地区の件ですが、須沢地内の2筆726㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

566 番青海地区の件ですが、須沢地内の1筆472㎡について、借り

	<p>受けて規模拡大するものです。</p> <p>567 番青海地区の件ですが、須沢地内の2筆307.07㎡について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>568 番大和川地区の件ですが、厚田地内の1筆2,627㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>569 番西海地区の件ですが、羽生地内の6筆8,384㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>570 番根知地区の件ですが、東中地内の2筆4,904㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>571 番根知地区の件ですが、上野山地内の1筆1,830㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>572 番根知地区の件ですが、山寺地内の1筆919㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について></p> <p>議第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について、8件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが2件ございます。まず、園田委員の案件を先に審議しますので、園田委員、退席をお願いします。</p> <p>〔園田委員退室〕</p>
議長	<p>事務局の説明を求めます。</p>
石曾根主任主事	<p>説明いたします。31頁をご覧ください。</p> <p>55 番大和川地区の件ですが、厚田地内の1筆2,627㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>

議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>〔園田委員入室〕</p> <p>次に加藤政人委員の案件を審議します。加藤政人委員、退席をお願いします。</p>
議長 石曾根主任主事	<p>〔加藤政人委員退室〕</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。32 頁をご覧ください。</p>
議長	<p>59 番根知地区の件ですが、東中地内の 2 筆 4,904 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 石曾根主任主事	<p>〔加藤政人委員入室〕</p> <p>その他の案件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。31 頁をご覧ください。</p> <p>54 番上早川地区の件ですが、北山地内の 2 筆 1,411 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>56 番西海地区の件ですが、羽生地内の 6 筆 8,384 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>57 番根知地区の件ですが、根小屋地内の 3 筆 5,076 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>58 番根知地区の件ですが、上野山地内の 1 筆 1,830 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>60 番根知地区の件ですが、山寺地内の 1 筆 919 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>61 番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の 5 筆 12,440 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>

議長 片山委員	<p>以上で、説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 中間管理事業の契約で、実際は現物でやり取りしている場合でもお金が関係しなければ使用貸借権として契約していますが、その場合、現物は何kgくらいなのか事務局で聞いていますでしょうか。と言いますのも、以前に中間管理事業で契約すると地主から聞いていた場所が使用貸借権で総会にて承認され、地主は現物でやり取りだと思っていたのに実際は0円だったということでクレームがありました。当事者間で確認しておかないと、後から同じようなクレームが出たらという心配がありますので、その辺の対応をお聞かせください。</p>
伊藤主査	<p>使用貸借権の場合は、事務局では実際のやり取りが何kgかは分かりませんが、実際、使用貸借権でお米のやり取りを内々にされているケースは少なく、0円というのが多いように思います。そして中間管理事業だけでなく通常の利用権設定でも言えますが、所有者の意思確認をせずに耕作者が話を進めてしまった場合に同様のトラブルが起きます。耕作者の皆様には所有者の意向を確認するようにお願いしておりますが、今後も徹底していきたいと思えます。</p>
福田委員 議長	<p>今は現物であれば、大体30kg～45kgくらいだと思います。 耕作する田の圃場整備がしてあるか、していないかによっても変わってくると思います。やはりそれは相対で話し合いになりますね。</p>
片山委員	<p>数量は相対で決めてもらえばいいですし、議案に載せなくていいですが、借りる方はタダだと思った、貸す方は後からもらえると思っとならないために、受付の時点で大体何kgくらいなのか、0円なのかお聞きしておいてもらえればと思います。</p>
松澤一委員	<p>西海地区でも受け手が減ってきている。今までの受け手が耕作できなくなり次の受け手を探そうとしても、地主が前と同じ小作料にこだわって次の受け手が見つからない場合があります。また、前の受け手の管理が悪く収穫があまり見込めない土地では小作料を支払うのは難しい。耕作を続けることを優先に考えると使用貸借でも仕方ない部分があり、難しい問題だと思います。</p>
議長	<p>その他ご質問・ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>

議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。 続いて日程第4のその他に入ります。</p> <p>日程第4＝その他</p>
議長	<p>ア 次回農業委員会の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4/30(金) 定例総会 午前9：30～ 市役所 201・202 会議室 <p>イ その他</p>
議長	<p>他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。 慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>